労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社テクノ・サービス(以下「当会社」という。)と当会社労働者の過半数を代表する者は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協 定する。

第 1 条 (対象となる派遣労働者の範囲)

- 1. 本協定は、当会社と派遣先との労働者派遣契約に基づき派遣先での業務に従事する「派遣社員就業規則」(以下「就業規則」という。)により就業する派遣社 員(以下「従業員」という。)に適用する。
- 2. 従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本協定の対象とする。ただし、 待遇決定方式を変更しなければ従業員の希望する就業機会を提供できない場合であって当該従業員から合意を得た場合は、この限りではない。
- 3. 当会社は、従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第 2 条(賃金の構成)

従業員の賃金は原則として時給とし、基本時給、通勤手当、時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当および退職金とする。

第 3 条(比較対象賃金の決定方法)

従業員の基本時給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

- (1) 比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額」は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」(以下「通達」という。)の別添2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の「小分類職種」に該当する各職種に定める額とする。
- (2) 地域調整については、派遣先の事業所その他派遣就業の場所に応じて通達の別添 3 「職業安定業務統計による地域指数」に定める「地域指数」の都道府県 単位(別表 3)を適用し調整する。なお、調整後の額が最低賃金法の地域別最低賃金または特定最低賃金の額を下回る場合には、地域別最低賃金または特 定最低賃金の額を基準値の額とする。

第 4 条(基本時給)

- 1. 従業員の基本時給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。なお、基本時給には、賞与相当額を含むものとする。
 - (1) 前条により定めた額と同額以上であること。

(2) 通達の別添2「小分類職種」に該当する各職種と能力・経験基準(別表1)との対応関係は次の通りとする。

ジョブグレード(以下「JG」という)1:0年次相当(能力・経験調整指数100.0)

JG2:0.5年次相当(能力・経験調整指数108.0)

JG3:1年次相当(能力・経験調整指数116.0)

JG4:2年次相当(能力・経験調整指数124.3)

- 2. 当会社は、第8条の規定による従業員の評価の結果、基本時給を昇給する場合は、評価が確定した日の翌月1日または会社で定めた時期から適用とする。
- 3. 当会社は必要に応じてJGの体系を見直すことがある。

第 5 条 (時間外勤務、休日出勤、深夜勤務)

従業員の時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当は、賃金規程の定めにより支給する。

第 6 条(通勤手当)

従業員の通勤に係る費用は、賃金規程またはマイカー通勤規程の定めにより支給する。

第 7 条(退職金)

- 1. 従業員の退職金の比較対象となる「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」は、以下の各号に掲げる条件を満たした別表4の通りとする。
 - (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数

通達の別添4に定める「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、もっとも回答割合の高かったもの

(2) 退職時の勤続年数ごとの支給月数

通達の別添4に定める「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の大学卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合を掛けた数値として通達に定めるもの

2. 退職金の受給に必要な最低勤続年数が別表 4 で示した年数以下であるとともに、退職時の勤続年数ごとの支給月数が別表 4 で示した支給月数以上となるよう規 定された退職金規程の定めにより支給する。

第 8 条(賃金の決定に当たっての評価)

- 1. 基本時給の決定については、賃金規程に定める通り、公正な評価に基づき決定する。
- 2. 就業開始から年1回以上の一定期間ごとに就業状況の確認等により、職務の内容、職務の成果、能力、経験等の向上、成果の達成または就業の実態等を公正に

評価し、その結果を勘案してJGの見直し、または第4条に定める基本時給を昇給、または新たな就業機会を提供するものとする。

第 9 条(賃金以外の待遇)

教育訓練(次条に定めるものを除く)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、会社に雇用される通常の労働者との間において、職務の内容および配置の変更の範囲その他の事情を勘案し、慶弔休暇その他待遇について不合理な相違を生じさせることなく均等・均衡を確保するものとし、就業規則に定める。

第 10 条(教育訓練)

労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、段階的かつ体系的に就業規則の定めに従って、着実に実施する。

第 11 条 (その他)

- 1. 本協定に定めのない事項については、就業規則の定めによる。
- 2. 本協定締結後に通達の内容が改定された場合、本協定の該当する条項については、改定後の通達内容による。

第 12 条(有効期間)

本協定の有効期間は、2025年4月1日から2027年3月31日までの2年間とする。また、既存の「労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定」については、本協定の発効と同時に効力を失うものとする。

別表1

[職種分類ごとの能力・経験基準]

02 研究・技術の職業

03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業

04 医療・看護・保健の職業

05 保育・教育の職業

等級	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
通達の別添2の年次換算	0 年次相当	0.5 年次の間に相当	1年次相当	2 年次相当
	・業務遂行のための必要最低限の知	・予め自ら計画を立て、優先順位を	・想定外の事例に対しても、経験値	・担当業務において、既存の知識や
	識やスキルを持ち、マニュアルや上	つけながら期日までに業務を完遂す	(既存のノウハウや解決策)を活か	手法にとらわれず、新しい取り組み
	司の指示に沿って確実かつ正確に遂	る業務。	しながら、解決することが求められ	を推進することが求められる業務。
職務の内容・役割	行する業務。	・自ら不明点について調査し、判断	る業務。	・常に新しい知識を習得し、他部署
概分の内台・収割	・不明点があれば、上司の指示を仰	をしながら進める業務。	・複数部署の担当者とコミュニケー	のナレッジも積極的に取り入れ、工
	ぐことで対応できる業務。	・未経験者や経験の浅い同業務従事者へ	ションをとり、協力を仰ぎながら進	夫しながら進める業務。
		の指導的役割が求められる業務。	める業務。	・全体最適を視野に入れ、チームの
				管理的な役割が求められる業務。
	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材
人員代替の難易度	の確保が非常に容易で未経験者でも	の確保がしづらい仕事	の確保が難しい仕事	の確保が著しく困難な仕事
	対応できる仕事			

06 事務的職業

等級	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
通達の別添2の年次換算	0年次相当	0.5 年次の間に相当	1年次相当	2年次相当
	・業務遂行のための基本的な知識や	・担当業務内においては、自らの判	・担当業務において生じた課題に対	・担当業務範囲を超え、非定型なも
	スキルを持ち合わせ、遂行する業	断で期日までに業務を責任もって正	して、自らの経験や知識を駆使して	のに対しても自ら判断して臨機応変
	務。	確にかつ確実に遂行することが求め	解決することや、新しいやり方を工	に対応することが求められる業務。
職務の内容・役割	・マニュアルや確立された手法に沿	られる業務。	夫することで完遂することが求めら	・複数の関係者の利害関係を調整し
帆伤の内台・収割	って正確かつ確実に遂行する業務。	・優先順位をつけながら複数のタス	れる業務。	ながら遂行していくことが求められ
	・不明点があれば、上司の指示を仰	クを同時に進めていくことが求めら	・自部署を超えて周囲の関係者の協	る業務。
	ぐことで対応できる業務。	れる業務。	力を仰ぎながら、効率的に進めるこ	・全体最適を視野に入れ、チームの
			とが求められる業務。	管理的な役割が求められる業務。

		・未経験者や経験の浅い同業務従事		
		者への指導的役割が求められる業務		
	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材
人員代替の難易度	の確保が非常に容易で未経験者でも	の確保がしづらい仕事	の確保が難しい仕事	の確保が著しく困難な仕事
	対応できる仕事			

07 販売・営業の職業

等級	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
通達の別添2の年次換算	0年次相当	0.5 年次の間に相当	1年次相当	2年次相当
	・マニュアルや決まった営業/販売	・顧客の顕在ニーズに的確に対応を	・顧客の潜在ニーズを掘り起こし、	・顧客の多様なニーズに対して、既
	手法を正確にかつ確実に遂行する業	した提案をする業務。	自らが扱わない商品も総合的に提案	存の知識や営業手法に加え、新たな
	務。	・顧客の様々な要望に対し、幅広い	する業務。	工夫を考えながら提案をする業務。
	・不明点があれば上司の指示を仰ぐ	知識を持って対応することが求めら	・複数部署の担当者や自社関係者と	・クレーム対応をはじめ、利害の相
 職務の内容・役割	ことで対応できる業務。	れる業務。	協力しながら提案をまとめていく業	反する相手との交渉や折衝が求めら
- 1文部		・自己裁量の範囲内で自ら判断し、	務。	れる業務。
		提案することが求められる業務。		・全体最適を視野に入れ、チームの
		・未経験者や経験の浅い同業務従事		管理的な役割が求められる業務。
		者への指導的役割が求められる業		
		務。		
	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材
人員代替の難易度	の確保が非常に容易で未経験者でも	の確保がしづらい仕事	の確保が難しい仕事	の確保が著しく困難な仕事
	対応できる仕事			

08 福祉・介護の職業

09 サービスの職業

等級	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
通達の別添2の年次換算	0 年次相当	0.5 年次の間に相当	1年次相当	2 年次相当
職務の内容・役割	・マニュアルや決まったルールに則	・顧客の顕在ニーズや状況の変化を	・顧客の潜在ニーズや状態をくみ取	・顧客の多様なニーズに対して、既
	って確実に遂行する業務。	把握、判断し、幅広い知識を持って	り、幅広い知識や経験に基づき能動	存の知識やサービス手法に加え、新
	・不明点があれば上司の指示を仰ぐ	対応することが求められる業務。	的に対応することが求められる業	たな工夫を考えながら対応すること
	ことで対応できる業務		務。	が求められる業務。

		・自己裁量の範囲内で自ら判断し、	・複数部署の担当者や他分野の関係	・クレーム対応をはじめ、利害の相
		優先順位をつけながら迅速に対応し	者と連携、協力しながら遂行してい	反する相手との交渉や折衝が求めら
		ていく業務。	く業務。	れる業務。
		・未経験者や経験の浅い同業務従事		・職場内のチームワークを引き出
		者への指導的役割が求められる業務		し、集団として作業を遂行していく
				業務。
	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材
人員代替の難易度	の確保が非常に容易で未経験者でも	の確保がしづらい仕事	の確保が難しい仕事	の確保が著しく困難な仕事
	対応できる仕事			

11 農林漁業の職業

等級	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
通達の別添2の年次換算	0 年次相当	0.5 年次の間に相当	1年次相当	2年次相当
	・マニュアルや決まった栽培・収	・天候や環境変化に応じて、計画や	・想定外の変化に対して、自らの経	・既存の知識や手法にとらわれず、
	穫・飼育等の手法を正確にかつ確実	作業の優先順位を変更しながら、遂	験や知識を駆使して解決すること	新しい手法を推進することが求めら
	に遂行する業務。	行する業務	や、新しいやり方を工夫することで	れる業務。
 職務の内容・役割	・不明点があれば上司の指示を仰ぐ	・自らの判断で期日までに業務を責	対処することが求められる業務。	・全体最適を視野に入れ、チームの
戦労の内合・収制	ことで対応できる業務	任をもって、正確にかつ確実に遂行	・複数の関係者の協力を仰ぎなが	管理的な役割が求められる業務。
		することが求められる業務。	ら、効率化が求められる業務。	
		・未経験者や経験の浅い同業務従事		
		者への指導的役割が求められる業務		
	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材
人員代替の難易度	の確保が非常に容易で未経験者でも	の確保がしづらい仕事	の確保が難しい仕事	の確保が著しく困難な仕事
	対応できる仕事			

12 製造・修理・塗装・製図等の職業

等級	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
通達の別添2の年次換算	0 年次相当	0.5 年次の間に相当	1年次相当	2 年次相当
	・業務遂行のための必要最低限の専	・予め計画を立て、優先順位をつけ	・担当業務における知識やスキルを	・複数分野の専門性を駆使して進め
職務の内容・役割	門的知識やスキルを持ち、マニュア	ながら期日までの完遂を求められる	十分身に着け、それらを応用しなが	る業務。
	ルや上司の指示に従って確実かつ正	業務。	らより高度な要望に対応する業務。	・複数の専門性を持ち、関係者と調
	確に遂行する業務。			整をしながら遂行する業務

	・不明点があれば上司や関係者の指	・自らの判断で専門性を駆使し、完	・複数部署の担当者とコミュニケー	0
	示を仰ぐことで対応できる業務	遂できる業務。	ションをとり、協力を仰ぎながら進	・完成イメージを持ちながら、必要
		・未経験者や経験の浅い同業務従事	める業務	な関係者を巻き込み、調整しながら
		者への指導的役割が求められる業務		遂行する業務
	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材
人員代替の難易度	の確保が非常に容易で未経験者でも	の確保がしづらい仕事	の確保が難しい仕事	の確保が著しく困難な仕事
	対応できる仕事			

13 配送・輸送・機械運転の職業

等級	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
通達の別添2の年次換算	0年次相当	0.5 年次の間に相当	1年次相当	2年次相当
	・運転マニュアルや決まった操作手	・突発的なスケジュールの変更があ	・担当する運転業務において生じた	・既存の運転手法にとらわれず、新
	法を正確にかつ確実に遂行する業	っても、予定や作業の優先順位を柔	課題に対して、自らの経験や知識を	しい取り組みを推進することが求め
	務。	軟に見直しながら、遂行する業務。	駆使して解決することが求められる	られる業務。
	・不明点があれば上司の指示を仰ぐ	・担当業務内においては、自らの判	業務。	・全体最適を視野に入れ、チームの
職務の内容・役割	ことで対応できる業務。	断で期日までに業務を責任もって正	・複数の周囲の関係者の協力を仰ぎ	管理的な役割が求められる業務。
		確にかつ確実に遂行することが求め	ながら、効率的に進めることが求め	
		られる業務。	られる業務。	
		・未経験者や経験の浅い同業務従事		
		者への指導的役割が求められる業務		
	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材
人員代替の難易度	の確保が非常に容易で未経験者でも	の確保がしづらい仕事	の確保が難しい仕事	の確保が著しく困難な仕事
	対応できる仕事			

15 運搬・清掃・包装・選別等の職業

等級	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
通達の別添2の年次換算	0 年次相当	0.5 年次の間に相当	1年次相当	2年次相当
	・マニュアルや上司の指示に従って	・業務の優先順位をつけ、期日まで	・担当する運転業務において生じた	・既存の運転手法にとらわれず、新
	確実かつ安全に遂行する業務。	に業務が完遂できるような計画性が	課題に対して、自らの経験や知識を	しい取り組みを推進することが求め
職務の内容・役割	・不明点があれば上司の指示を仰ぐ	求められる業務。	駆使して解決することが求められる	られる業務。
	ことで対応できる業務。	・複数タスクを同時に進め、期日ま	業務。	・職場全体の生産性をあげるため
		でに完遂する業務。		に、より広範囲の関係者と連携し、

		・未経験者や経験の浅い同業務従事	・チームをまとめる力が必要となる	豊富な知識で業務を処理し、チーム
		者への指導的役割が求められる業務	業務。	で作業を遂行していく業務。
	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材	新規採用や配置転換による代替人材
人員代替の難易度	の確保が非常に容易で未経験者でも	の確保がしづらい仕事	の確保が難しい仕事	の確保が著しく困難な仕事
	対応できる仕事			

「比較対象賃金の計算式]

通達の別添2:職種別賃金額(基準値)×等級(JG)×通達の別添3:地域指数の額とし、就業場所ごとに地域指数を適用して算出する。

例):095-03 倉庫作業員(1,172 円) × J G 1(100.0%) × 地域指数(東京:112.7%) = 1,321 円

※1円未満の端数切り上げ

[職種分類ごとの比較対象賃金 (地域指数 100%の場合)]

02 研究・技術の職業

		基準値に通達の別添3地域調整(100%)を乗じた額(円)			
職種	基準値(通達の別添2に定める職種別賃金額)	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
004-01 自然科学系研究者	1,335	1,335~	1,442~	1,549~	1,660~
005-01 農林水産技術者	1,117	1,117~	1,207~	1,296~	1,389~
006-01 食品開発技術者	1,229	1,229~	1,328~	1,426~	1,528~
006-02 電気・電子・電気通信開発技術者(通信 ネットワークを除く)	1,329	1,329~	1,436~	1,542~	1,652~
006-03 機械開発技術者	1,290	1,290~	1,394~	1,497~	1,604~
006-04 自動車開発技術者	1,278	1,278~	1,381~	1,483~	1,589~
006-05 輸送用機器開発技術者(自動車を除く)	1,174	1,174~	1,268~	1,362~	1,460~
006-06 金属製錬・材料開発技術者	1,285	1,285~	1,388~	1,491~	1,598~
006-07 化学製品開発技術者	1,320	1,320~	1,426~	1,532~	1,641~
006-99 その他の開発技術者	1,315	1,315~	1,421~	1,526~	1,635~
007-01 食品製造技術者	1,191	1,191~	1,287~	1,382~	1,481~
007-02 電気・電子・電気通信製造技術者(通信 ネットワーク・電気工事技術者を除く)	1,289	1,289~	1,393~	1,496~	1,603~
007-03 電気工事技術者	1,389	1,389~	1,501~	1,612~	1,727~
007-04 機械製造技術者	1,252	1,252~	1,353~	1,453~	1,557~
007-05 自動車製造技術者	1,228	1,228~	1,327~	1,425~	1,527~
007-06 輸送用機器製造技術者(自動車を除く)	1,162	1,162~	1,255~	1,348~	1,445~
007-07 金属製錬・材料製造技術者	1,195	1,195~	1,291~	1,387~	1,486~
007-08 化学製品製造技術者	1,239	1,239~	1,339~	1,438~	1,541~

007-99 その他の製造技術者	1,191	1,191~	1,287~	1,382~	1,481~
008-01 建築設計技術者	1,425	1,425~	1,539~	1,653~	1,772~
008-02 建築施工管理技術者	1,467	1,467~	1,585~	1,702~	1,824~
008-03 建築技術者(設計・施工管理を除く)	1,310	1,310~	1,415~	1,520~	1,629~
008-04 土木設計技術者	1,525	1,525~	1,647~	1,769~	1,896~
008-05 土木施工管理技術者	1,587	1,587~	1,714~	1,841~	1,973~
008-06 土木技術者(設計・施工管理を除く)	1,575	1,575~	1,701~	1,827~	1,958~
008-07 測量技術者	1,255	1,255~	1,356~	1,456~	1,560~
009-01 ソフトウェア開発技術者(WEB・オープン系)	1,457	1,457~	1,574~	1,691~	1,812~
009-02 ソフトウェア開発技術者(組込・制御系)	1,389	1,389~	1,501~	1,612~	1,727~
009-03 プログラマー	1,361	1,361~	1,470~	1,579~	1,692~
009-99 その他の情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発)	1,483	1,483~	1,602~	1,721~	1,844~
010-01IT コンサルタント	1,428	1,428~	1,543~	1,657~	1,776~
010-02IT システム設計技術者	1,436	1,436~	1,551~	1,666~	1,785~
010-03IT プロジェクトマネージャ	1,754	1,754~	1,895~	2,035~	2,181~
010-04IT システム運用管理者	1,344	1,344~	1,452~	1,560~	1,671~
010-05IT ヘルプデスク	1,275	1,275~	1,377~	1,479~	1,585~
010-06 通信ネットワーク技術者	1,393	1,393~	1,505~	1,616~	1,732~
010-99 その他の情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発を除く)	1,376	1,376~	1,487~	1,597~	1,711~
011-01 通信機器操作員	1,151	1,151~	1,244~	1,336~	1,431~
011-99 他に分類されない技術の職業	1,253	1,253~	1,354~	1,454~	1,558~

03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業

		基準値に通達の別添3地域調整(100%)を乗じた額(円)			
職種	基準値(通達の別添2に定める職種別賃金額)	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
012-02 弁理士	1,389	1,389~	1,501~	1,612~	1,727~
012-03 司法書士	1,514	1,514~	1,636~	1,757~	1,882~

012-99 その他の法務の職業	1,352	1,352~	1,461~	1,569~	1,681~
013-01 公認会計士	1,863	1,863~	2,013~	2,162~	2,316~
013-02 税理士	1,527	1,527~	1,650~	1,772~	1,899~
013-03 社会保険労務士	1,367	1,367~	1,477~	1,586~	1,700~
013-99 その他の経営・金融・保険の専門的職業	1,336	1,336~	1,443~	1,550~	1,661~
014-01 宗教家	1,246	1,246~	1,346~	1,446~	1,549~
015-01 著述家(翻訳家を除く)	1,234	1,234~	1,333~	1,432~	1,534~
015-02 翻訳家	1,263	1,263~	1,365~	1,466~	1,570~
015-03 記者、編集者	1,223	1,223~	1,321~	1,419~	1,521~
016-01 美術家、イラストレーター	1,141	1,141~	1,233~	1,324~	1,419~
016-02 写真家、映像撮影者	1,159	1,159~	1,252~	1,345~	1,441~
017-01 ウェブデザイナー	1,257	1,257~	1,358~	1,459~	1,563~
017-02 グラフィックデザイナー	1,200	1,200~	1,296~	1,392~	1,492~
017-99 その他のデザイナー	1,260	1,260~	1,361~	1,462~	1,567~
018-01 音楽家	1,131	1,131~	1,222~	1,312~	1,406~
018-02 舞踊家、俳優、演芸家	1,119	1,119~	1,209~	1,299~	1,391~
018-03 プロデューサー、演出家	1,216	1,216~	1,314~	1,411~	1,512~
019-01 図書館司書	1,164	1,164~	1,258~	1,351~	1,447~
019-02 学芸員	1,175	1,175~	1,269~	1,363~	1,461~
019-03 カウンセラー(医療・福祉施設を除く)	1,324	1,324~	1,430~	1,536~	1,646~
020-02 通訳	1,211	1,211~	1,308~	1,405~	1,506~
020-99 他に分類されない法務・経営・文化芸術 等の専門的職業	1,322	1,322~	1,428~	1,534~	1,644~

04 医療・看護・保健の職業

			基準値に通達の別添 3 地域調整(100%)を乗じた額(円)			
職種	基準値(通達の別添2に定める職種別賃金額)	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4	
021-01 医師	5,586	5,586~	6,033~	6,480~	6,944~	
021-02 歯科医師	2,600	2,600~	2,808~	3,016~	3,232~	

021-03 獣医師	1,636	1,636~	1,767~	1,898~	2,034~
021-04 薬剤師	1,781	1,781~	1,924~	2,066~	2,214~
022-01 保健師	1,335	1,335~	1,442~	1,549~	1,660~
022-02 助産師	1,493	1,493~	1,613~	1,732~	1,856~
023-01 看護師・准看護師(病院・診療所)	1,276	1,276~	1,379~	1,481~	1,587~
023-02 看護師・准看護師(介護施設)	1,326	1,326~	1,433~	1,539~	1,649~
023-03 看護師・准看護師(訪問看護)	1,560	1,560~	1,685~	1,810~	1,940~
023-99 その他の看護師・准看護師	1,345	1,345~	1,453~	1,561~	1,672~
024-01 診療放射線技師	1,311	1,311~	1,416~	1,521~	1,630~
024-02 臨床工学技士	1,242	1,242~	1,342~	1,441~	1,544~
024-03 臨床検査技師	1,241	1,241~	1,341~	1,440~	1,543~
024-04 理学療法士	1,396	1,396~	1,508~	1,620~	1,736~
024-05 作業療法士	1,365	1,365~	1,475~	1,584~	1,697~
024-06 視能訓練士	1,259	1,259~	1,360~	1,461~	1,565~
024-07 言語聴覚士	1,368	1,368~	1,478~	1,587~	1,701~
024-08 歯科衛生士	1,303	1,303~	1,408~	1,512~	1,620~
024-09 歯科技工士	1,255	1,255~	1,356~	1,456~	1,560~
025-01 栄養士	1,167	1,167~	1,261~	1,354~	1,451~
025-02 管理栄養士	1,180	1,180~	1,275~	1,369~	1,467~
026-01 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	1,315	1,315~	1,421~	1,526~	1,635~
026-02 柔道整復師	1,350	1,350~	1,458~	1,566~	1,679~
027-99 その他の医療・看護・保健の専門的職業	1,280	1,280~	1,383~	1,485~	1,592~
028-01 看護助手	991	991~	1,071~	1,150~	1,232~
028-02 歯科助手	1,068	1,068~	1,154~	1,239~	1,328~
028-99 その他の保健医療関係助手	1,042	1,042~	1,126~	1,209~	1,296~

05 保育・教育の職業

		基準値に通達の別添3地域調整(100%)を乗じた額(円)			
職種	基準値(通達の別添2に定める職種別賃金額)	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
029-01 保育士	1,214	1,214~	1,312~	1,409~	1,510~
029-02 幼稚園教員	1,191	1,191~	1,287~	1,382~	1,481~
029-03 保育教諭	1,172	1,172~	1,266~	1,360~	1,457~
030-01 学童保育指導員	1,154	1,154~	1,247~	1,339~	1,435~
030-02 児童館指導員	1,200	1,200~	1,296~	1,392~	1,492~
030-03 保育補助者、家庭的保育者	1,078	1,078~	1,165~	1,251~	1,340~
031-01 小学校教員	1,213	1,213~	1,311~	1,408~	1,508~
031-02 中学校教員	1,178	1,178~	1,273~	1,367~	1,465~
031-04 高等学校教員	1,220	1,220~	1,318~	1,416~	1,517~
031-06 特別支援学校教員	1,199	1,199~	1,295~	1,391~	1,491~
031-07 高等専門学校教員、大学教員	1,417	1,417~	1,531~	1,644~	1,762~
031-99 その他の学校等教員	1,232	1,232~	1,331~	1,430~	1,532~
032-01 学習・語学指導教師	1,246	1,246~	1,346~	1,446~	1,549~
032-02 スポーツ・舞踊指導員	1,180	1,180~	1,275~	1,369~	1,467~
032-03 趣味・習い事指導教師	1,215	1,215~	1,313~	1,410~	1,511~

06 事務的職業

			基準値に通達の別添3地域調整(100%)を乗じた額(円)				
職種	基準値 (通達の別添2に定める職種別賃金額)	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4		
033-01 総務事務員	1,167	1,167~	1,261~	1,354~	1,451~		
033-02 人事事務員	1,297	1,297~	1,401~	1,505~	1,613~		
033-03 企画・調査事務員	1,298	1,298~	1,402~	1,506~	1,614~		
034-01 一般事務員	1,082	1,082~	1,169~	1,256~	1,345~		
034-02 秘書	1,273	1,273~	1,375~	1,477~	1,583~		
034-03 受付・案内事務員	1,113	1,113~	1,203~	1,292~	1,384~		
035-01 法務・広報・知的財産事務の職業	1,282	1,282~	1,385~	1,488~	1,594~		

035-99 他に分類されない総務等事務の職業	1,178	1,178~	1,273~	1,367~	1,465~
036-01 コールセンターオペレーター	1,212	1,212~	1,309~	1,406~	1,507~
036-02 テレフォンアポインター	1,245	1,245~	1,345~	1,445~	1,548~
036-03 他の電話応接事務の職業	1,135	1,135~	1,226~	1,317~	1,411~
036-04 インターネット応接等事務員	1,200	1,200~	1,296~	1,392~	1,492~
037-01 医療事務員(調剤薬局を除く)	1,037	1,037~	1,120~	1,203~	1,289~
037-02 調剤薬局事務員	1,020	1,020~	1,102~	1,184~	1,268~
037-03 介護事務員	1,076	1,076~	1,163~	1,249~	1,338~
038-01 現金出納事務員	1,092	1,092~	1,180~	1,267~	1,358~
038-02 預・貯金窓口事務員	1,028	1,028~	1,111~	1,193~	1,278~
038-03 経理事務員	1,208	1,208~	1,305~	1,402~	1,502~
038-99 その他の会計事務の職業	1,301	1,301~	1,406~	1,510~	1,618~
039-01 生産現場事務員	1,191	1,191~	1,287~	1,382~	1,481~
039-02 出荷・受荷係事務員	1,153	1,153~	1,246~	1,338~	1,434~
040-01 営業事務員	1,170	1,170~	1,264~	1,358~	1,455~
040-02 貿易事務員	1,289	1,289~	1,393~	1,496~	1,603~
040-99 その他の営業・販売関連事務の職業	1,264	1,264~	1,366~	1,467~	1,572~
041-01 集金人	1,084	1,084~	1,171~	1,258~	1,348~
041-02 調査員	1,191	1,191~	1,287~	1,382~	1,481~
041-99 その他の外勤事務の職業	1,116	1,116~	1,206~	1,295~	1,388~
042-01 旅客・貨物係事務員	1,086	1,086~	1,173~	1,260~	1,350~
042-02 運行管理事務員	1,259	1,259~	1,360~	1,461~	1,565~
042-03 郵便事務員	1,027	1,027~	1,110~	1,192~	1,277~
043-01 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員	1,177	1,177~	1,272~	1,366~	1,464~
043-02 データ入力事務員	1,132	1,132~	1,223~	1,314~	1,408~
043-99 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業	1,179	1,179~	1,274~	1,368~	1,466~

07 販売・営業の職業

					(円)
職種	基準値(通達の別添2に定める職種別賃金額)	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
044-01 小売店店長	1,297	1,297~	1,401~	1,505~	1,613~
044-02 卸売店店長	1,345	1,345~	1,453~	1,561~	1,672~
045-01 レジ係	1,183	1,183~	1,278~	1,373~	1,471~
045-02 百貨店販売店員	1,183	1,183~	1,278~	1,373~	1,471~
045-03 コンビニエンスストア店員	1,212	1,212~	1,309~	1,406~	1,507~
045-04 総合小売店販売店員(百貨店・コンビニエンスストアを除く)	1,122	1,122~	1,212~	1,302~	1,395~
045-05 食品スーパーマーケット販売店員	1,216	1,216~	1,314~	1,411~	1,512~
045-06 飲食料品販売店員	1,183	1,183~	1,278~	1,373~	1,471~
045-07 衣料品販売店員	1,121	1,121~	1,211~	1,301~	1,394~
045-08 医薬品販売店員	1,118	1,118~	1,208~	1,297~	1,390~
045-09 化粧品販売店員	1,170	1,170~	1,264~	1,358~	1,455~
045-10 電気機器販売店員	1,149	1,149~	1,241~	1,333~	1,429~
045-11 携帯電話販売店員	1,229	1,229~	1,328~	1,426~	1,528~
045-12 自動車販売店員、自動車用品販売店員	1,206	1,206~	1,303~	1,399~	1,500~
045-13 ガソリンスタンド店員	1,112	1,112~	1,201~	1,290~	1,383~
045-14 他の商品販売店員	1,180	1,180~	1,275~	1,369~	1,467~
045-15 商品実演販売員	1,208	1,208~	1,305~	1,402~	1,502~
045-16 商品訪問・移動販売員	1,194	1,194~	1,290~	1,386~	1,485~
046-01 商品仕入営業員	1,359	1,359~	1,468~	1,577~	1,690~
046-02 再生資源回収・卸売人	1,276	1,276~	1,379~	1,481~	1,587~
047-01 不動産仲介・売買人	1,334	1,334~	1,441~	1,548~	1,659~
047-02 保険代理人、保険仲立人	1,219	1,219~	1,317~	1,415~	1,516~
047-03 クリーニング等受入係員	1,106	1,106~	1,195~	1,283~	1,375~
047-99 その他の販売類似の職業	1,242	1,242~	1,342~	1,441~	1,544~
048-01 飲食料品営業員	1,292	1,292~	1,396~	1,499~	1,606~
048-02 化学製品営業員	1,275	1,275~	1,377~	1,479~	1,585~

048-03 医薬品営業員	1,333	1,333~	1,440~	1,547~	1,657~
048-04 機械器具営業員	1,267	1,267~	1,369~	1,470~	1,575~
048-05 自動車営業員	1,269	1,269~	1,371~	1,473~	1,578~
048-06 通信・情報システム営業員	1,360	1,360~	1,469~	1,578~	1,691~
048-07 金融・保険営業員	1,251	1,251~	1,352~	1,452~	1,555~
048-08 不動産営業員	1,388	1,388~	1,500~	1,611~	1,726~
048-09 広告営業員	1,268	1,268~	1,370~	1,471~	1,577~
048-10 建設工事営業員	1,343	1,343~	1,451~	1,558~	1,670~
048-11 印刷営業員	1,255	1,255~	1,356~	1,456~	1,560~
048-99 その他の営業の職業	1,317	1,317~	1,423~	1,528~	1,638~

08 福祉・介護の職業

		基準値に通達の別添3地域調整(100%)を乗じた額(円)			
職種	基準値(通達の別添2に定める職種別賃金額)	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
049-01 社会福祉施設管理者	1,617	1,617~	1,747~	1,876~	2,010~
049-02 福祉相談・指導専門員	1,214	1,214~	1,312~	1,409~	1,510~
049-03 老人福祉施設指導專門員	1,230	1,230~	1,329~	1,427~	1,529~
049-04 障害者福祉施設指導専門員	1,160	1,160~	1,253~	1,346~	1,442~
049-05 児童福祉施設指導専門員	1,302	1,302~	1,407~	1,511~	1,619~
049-06 他の社会福祉施設指導専門員	1,169	1,169~	1,263~	1,357~	1,454~
049-07 介護支援専門員(ケアマネジャー)	1,339	1,339~	1,447~	1,554~	1,665~
049-08 訪問介護サービス提供責任者	1,460	1,460~	1,577~	1,694~	1,815~
049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達 支援管理責任者	1,525	1,525~	1,647~	1,769~	1,896~
049-10 福祉用具専門相談員	1,233	1,233~	1,332~	1,431~	1,533~
049-99 その他の福祉・介護の専門的職業	1,235	1,235~	1,334~	1,433~	1,536~
050-01 高齢者入所型施設介護員	1,134	1,134~	1,225~	1,316~	1,410~
050-02 高齢者通所型施設介護員	1,132	1,132~	1,223~	1,314~	1,408~
050-03 障害者福祉施設介護員	1,168	1,168~	1,262~	1,355~	1,452~
050-99 その他の施設介護の職業	1,079	1,079~	1,166~	1,252~	1,342~

051-01 訪問介護員	1,256	1,256~	1,357~	1,457~	1,562~
051-02 訪問入浴介助員	1,315	1,315~	1,421~	1,526~	1,635~

09 サービスの職業

		基準値に通達の)別添3地域調整(1	周整(100%)を乗じた額(円)		
職種	基準値(通達の別添2に定める職種別賃金額)	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4	
052-01 家政婦(夫)、家事手伝い	1,222	1,222~	1,320~	1,418~	1,519~	
052-99 その他の家庭生活支援サービスの職業	1,196	1,196~	1,292~	1,388~	1,487~	
053-01 理容師	1,432	1,432~	1,547~	1,662~	1,780~	
053-02 美容師	1,268	1,268~	1,370~	1,471~	1,577~	
053-03 理容師補助者、美容師補助者	1,100	1,100~	1,188~	1,276~	1,368~	
053-04 エステティシャン	1,172	1,172~	1,266~	1,360~	1,457~	
053-05 ネイリスト	1,132	1,132~	1,223~	1,314~	1,408~	
053-99 その他の理容師、美容師、美容関連サー	1,199	1.199~	1.295~	1.391~	1.491~	
ビスの職業	1,133	1,133	1,230	1,031	1,131	
054-01 浴場従事人	1,152	1,152~	1,245~	1,337~	1,432~	
054-02 クリーニング職、洗張職	1,116	1,116~	1,206~	1,295~	1,388~	
055-01 日本料理調理人	1,378	1,378~	1,489~	1,599~	1,713~	
055-02 西洋料理調理人	1,295	1,295~	1,399~	1,503~	1,610~	
055-03 中華料理調理人	1,321	1,321~	1,427~	1,533~	1,643~	
055-04 各国料理調理人(日本・西洋・中華料理	1,389	1,389~	1.501~	1.612~	1.727~	
を除く)	1,303	1,369	1,301	1,012	1,727	
055-05 飲食チェーン店等調理員	1,350	1,350~	1,458~	1,566~	1,679~	
055-06 学校給食調理員	1,120	1,120~	1,210~	1,300~	1,393~	
055-07 給食等調理員(学校を除く)	1,150	1,150~	1,242~	1,334~	1,430~	
055-08 調理補助者、調理人見習	1,174	1,174~	1,268~	1,362~	1,460~	
055-09 バーテンダー	1,309	1,309~	1,414~	1,519~	1,628~	
055-99 その他の飲食物調理の職業	1,266	1,266~	1,368~	1,469~	1,574~	
056-01 飲食店店長	1,413	1,413~	1,527~	1,640~	1,757~	
056-02 旅館・ホテル支配人	1,690	1,690~	1,826~	1,961~	2,101~	

056-03 ウエイター・ウエイトレス(飲食店ホー					
	1,258	1,258~	1,359~	1,460~	1,564~
ル係)、配ぜん人					
056-04 旅館・ホテルフロント係	1,162	1,162~	1,255~	1,348~	1,445~
056-05 旅館・ホテル接客係	1,202	1,202~	1,299~	1,395~	1,495~
056-07 接客社交係、芸者	1,268	1,268~	1,370~	1,471~	1,577~
056-08 娯楽場・スポーツ施設等接客員	1,221	1,221~	1,319~	1,417~	1,518~
056-99 その他の接客・給仕の職業	1,231	1,231~	1,330~	1,428~	1,531~
057-01 マンション・アパート管理人	1,156	1,156~	1,249~	1,341~	1,437~
057-02 寄宿舎・寮管理人	1,317	1,317~	1,423~	1,528~	1,638~
057-03 ビル管理人	1,227	1,227~	1,326~	1,424~	1,526~
057-04 駐車場・駐輪場管理人	1,143	1,143~	1,235~	1,326~	1,421~
057-99 その他の居住施設・ビル等の管理の職業	1,312	1,312~	1,417~	1,522~	1,631~
058-01 添乗員、観光案内人	1,107	1,107~	1,196~	1,285~	1,377~
058-03 物品レンタル係	1,144	1,144~	1,236~	1,328~	1,422~
058-04 広告宣伝員	1,210	1,210~	1,307~	1,404~	1,505~
058-05 チラシ配布員	1,234	1,234~	1,333~	1,432~	1,534~
058-06 葬儀師、火葬係	1,183	1,183~	1,278~	1,373~	1,471~
058-07 トリマー	1,064	1,064~	1,150~	1,235~	1,323~
058-08 ブライダルコーディネーター	1,163	1,163~	1,257~	1,350~	1,446~
058-99 他に分類されないサービスの職業	1,208	1,208~	1,305~	1,402~	1,502~

11 農林漁業の職業

	基準値に通達の別添3地域調整(100%)を乗じた額(円))	
職種	基準値 (通達の別添2に定める職種別賃金額)	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
064-01 稲作・畑作作業員	1,103	1,103~	1,192~	1,280~	1,372~
064-02 農作物栽培・収穫作業員(稲作・畑作を除く)	1,078	1,078~	1,165~	1,251~	1,340~
064-03 家畜・家きん飼育作業員	1,141	1,141~	1,233~	1,324~	1,419~
064-04 動物飼育員(家畜・家きんを除く)	1,154	1,154~	1,247~	1,339~	1,435~
064-05 植木職、造園師	1,234	1,234~	1,333~	1,432~	1,534~

064-99 その他の農業の職業	1,106	1,106~	1,195~	1,283~	1,375~
065-01 育林作業員	1,144	1,144~	1,236~	1,328~	1,422~
065-02 伐木・造材・集材作業員	1,188	1,188~	1,284~	1,379~	1,477~
065-99 その他の林業の職業	1,104	1,104~	1,193~	1,281~	1,373~
066-01 漁労作業員	1,237	1,237~	1,336~	1,435~	1,538~
066-04 水産養殖作業員	1,173	1,173~	1,267~	1,361~	1,459~
066-99 その他の漁業の職業	1,069	1,069~	1,155~	1,241~	1,329~

12 製造・修理・塗装・製図等の職業

		基準値に通達の	100%) を乗じた額	を乗じた額(円)	
職種	基準値(通達の別添2に定める職種別賃金額)	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
067-01 製銑・製鋼・非鉄金属製錬設備オペレー ター	1,133	1,133~	1,224~	1,315~	1,409~
067-02 鋳造・鍛造設備オペレーター	1,122	1,122~	1,212~	1,302~	1,395~
067-03 金属工作設備オペレーター	1,134	1,134~	1,225~	1,316~	1,410~
067-04 金属プレス設備オペレーター	1,113	1,113~	1,203~	1,292~	1,384~
067-05 鉄工・製缶設備オペレーター	1,163	1,163~	1,257~	1,350~	1,446~
067-06 板金設備オペレーター	1,143	1,143~	1,235~	1,326~	1,421~
067-07 めっき・金属研磨設備オペレーター	1,125	1,125~	1,215~	1,305~	1,399~
067-08 金属溶接・溶断設備オペレーター	1,165	1,165~	1,259~	1,352~	1,449~
067-99 その他の生産設備オペレーター(金属製品)	1,159	1,159~	1,252~	1,345~	1,441~
068-01 食料品生産設備オペレーター	1,123	1,123~	1,213~	1,303~	1,396~
068-02 飲料・たばこ生産設備オペレーター	1,074	1,074~	1,160~	1,246~	1,335~
069-01 化学製品生産設備オペレーター	1,134	1,134~	1,225~	1,316~	1,410~
069-02 窯業・土石製品生産設備オペレーター	1,172	1,172~	1,266~	1,360~	1,457~
069-03 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター	1,068	1,068~	1,154~	1,239~	1,328~
069-04 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター	1,118	1,118~	1,208~	1,297~	1,390~

069-05 印刷・製本設備オペレーター	1,123	1,123~	1,213~	1,303~	1,396~
069-06 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター	1,125	1,125~	1,215~	1,305~	1,399~
069-99 その他の生産設備オペレーター(金属製品・食料品等を除く)	1,138	1,138~	1,230~	1,321~	1,415~
070-01 はん用・生産用・業務用機械器具組立設 備オペレーター	1,142	1,142~	1,234~	1,325~	1,420~
070-02 電気機械器具組立設備オペレーター	1,111	1,111~	1,200~	1,289~	1,381~
070-03 自動車組立設備オペレーター	1,131	1,131~	1,222~	1,312~	1,406~
070-04 輸送用機械器具組立設備オペレーター (自動車を除く)	1,141	1,141~	1,233~	1,324~	1,419~
070-05 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター	1,164	1,164~	1,258~	1,351~	1,447~
071-01 製銑工、製鋼工、非鉄金属製錬工	1,153	1,153~	1,246~	1,338~	1,434~
071-02 鋳物製造工、鍛造工	1,156	1,156~	1,249~	1,341~	1,437~
071-03 金属熱処理工	1,162	1,162~	1,255~	1,348~	1,445~
071-04 圧延工	1,125	1,125~	1,215~	1,305~	1,399~
071-05 汎用金属工作機械工	1,138	1,138~	1,230~	1,321~	1,415~
071-06 数值制御金属工作機械工	1,135	1,135~	1,226~	1,317~	1,411~
071-07 金属プレス工	1,117	1,117~	1,207~	1,296~	1,389~
071-08 鉄工、製缶工	1,183	1,183~	1,278~	1,373~	1,471~
071-09 自動車板金工	1,197	1,197~	1,293~	1,389~	1,488~
071-10 板金工(自動車を除く)	1,203	1,203~	1,300~	1,396~	1,496~
071-11 めっき工、金属研磨工	1,124	1,124~	1,214~	1,304~	1,398~
071-12 金属製器具・建具・金型等製造工	1,130	1,130~	1,221~	1,311~	1,405~
071-13 金属溶接・溶断工	1,203	1,203~	1,300~	1,396~	1,496~
071-99 その他の製品製造・加工処理工(金属製品)	1,154	1,154~	1,247~	1,339~	1,435~
072-01 パン・菓子製造工	1,110	1,110~	1,199~	1,288~	1,380~
072-02 食肉加工工	1,142	1,142~	1,234~	1,325~	1,420~

		8		=	
072-03 水産物加工工 1,0	,071	1,071~	1,157~	1,243~	1,332~
072-04 保存食品・冷凍加工食品製造工 1,4	,059	1,059~	1,144~	1,229~	1,317~
072-05 弁当・惣菜類製造工 1,	,139	1,139~	1,231~	1,322~	1,416~
072-06 他の食料品製造・加工処理工 1,0	,086	1,086~	1,173~	1,260~	1,350~
072-07 飲料・たばこ製造工 1,	,102	1,102~	1,191~	1,279~	1,370~
073-01 化学製品製造工 1,	,122	1,122~	1,212~	1,302~	1,395~
073-02 窯業・土石製品製造工 1,	,138	1,138~	1,230~	1,321~	1,415~
073-03 紡織製品・衣服・繊維製品製造工 1,0	,010	1,010~	1,091~	1,172~	1,256~
073-04 木製品製造工 1,	,107	1,107~	1,196~	1,285~	1,377~
073-05 パルプ・紙製品製造工 1,0	,092	1,092~	1,180~	1,267~	1,358~
073-06 印刷・製本作業員 1,	,123	1,123~	1,213~	1,303~	1,396~
073-07 ゴム製品製造工 1,	,098	1,098~	1,186~	1,274~	1,365~
073-08 プラスチック製品製造工 1,	,121	1,121~	1,211~	1,301~	1,394~
073-99 その他の製品製造・加工処理工(金属製	,108	1.108~	1.197~	1.286~	1.378~
品・食料品等を除く)	,100	1,100.	1,131	1,200	1,570' -
074-01 はん用・生産用・業務用機械器具組立工 1,	,171	1,171~	1,265~	1,359~	1,456~
074-02 電気機械組立工 1,	,107	1,107~	1,196~	1,285~	1,377~
074-03 電気通信機械器具組立工 1,	,084	1,084~	1,171~	1,258~	1,348~
074-04 電子応用機械器具組立工 1,	,134	1,134~	1,225~	1,316~	1,410~
074-05 民生用電子・電気機械器具組立工 1,4	,067	1,067~	1,153~	1,238~	1,327~
074-06 半導体製品製造工 1,	,111	1,111~	1,200~	1,289~	1,381~
074-07 電球・電子管・電池製造工 1,	,115	1,115~	1,205~	1,294~	1,386~
074-08 電線製造工 1,	,038	1,038~	1,122~	1,205~	1,291~
074-09 電子機器部品組立工 1,	,059	1,059~	1,144~	1,229~	1,317~
074-10 他の電気機械器具組立工 1,	,135	1,135~	1,226~	1,317~	1,411~
074-11 自動車組立工 1,	,134	1,134~	1,225~	1,316~	1,410~
074-12 輸送用機械器具組立工(自動車を除く) 1,	,120	1,120~	1,210~	1,300~	1,393~
074-13 計量計測機器・光学機械器具組立工 1,	,097	1,097~	1,185~	1,273~	1,364~
075-01 はん用・生産用・業務用機械器具整備・					
	.188	1.188~	1.284~	1.379~	1.477~

075-02 電気機械器具整備・修理工	1,210	1,210~	1,307~	1,404~	1,505~
075-03 自動車整備・修理工	1,175	1,175~	1,269~	1,363~	1,461~
075-04 輸送用機械器具整備・修理工(自動車を 除く)	1,176	1,176~	1,271~	1,365~	1,462~
075-05 計量計測機器・光学機械器具整備・修理 エ	1,242	1,242~	1,342~	1,441~	1,544~
076-01 金属材料検査工	1,106	1,106~	1,195~	1,283~	1,375~
076-02 金属加工・溶接検査工	1,116	1,116~	1,206~	1,295~	1,388~
077-01 食料品検査工	1,121	1,121~	1,211~	1,301~	1,394~
077-02 飲料・たばこ検査工	1,062	1,062~	1,147~	1,232~	1,321~
078-01 化学製品検査工	1,170	1,170~	1,264~	1,358~	1,455~
078-02 窯業・土石製品検査工	1,164	1,164~	1,258~	1,351~	1,447~
078-03 紡織製品・衣服・繊維製品検査工	991	991~	1,071~	1,150~	1,232~
078-04 木製品・パルプ・紙製品検査工	1,053	1,053~	1,138~	1,222~	1,309~
078-05 印刷・製本検査工	1,065	1,065~	1,151~	1,236~	1,324~
078-06 ゴム・プラスチック製品検査工	1,041	1,041~	1,125~	1,208~	1,294~
078-99 その他の製品検査工(金属製品・食料品 等を除く)	1,111	1,111~	1,200~	1,289~	1,381~
079-01 はん用・生産用・業務用機械器具検査工	1,164	1,164~	1,258~	1,351~	1,447~
079-02 電気機械器具検査工	1,113	1,113~	1,203~	1,292~	1,384~
079-03 自動車検査工	1,141	1,141~	1,233~	1,324~	1,419~
079-04 輸送用機械器具検査工(自動車を除く)	1,153	1,153~	1,246~	1,338~	1,434~
079-05 計量計測機器・光学機械器具検査工	1,144	1,144~	1,236~	1,328~	1,422~
080-01 建築塗装工	1,228	1,228~	1,327~	1,425~	1,527~
080-02 塗装工(建物を除く)	1,186	1,186~	1,281~	1,376~	1,475~
080-03 画工、看板制作工	1,178	1,178~	1,273~	1,367~	1,465~
080-04 製図工(建物・土木施設)	1,259	1,259~	1,360~	1,461~	1,565~
080-05 製図工(建物・土木施設を除く)	1,202	1,202~	1,299~	1,395~	1,495~
080-06 パタンナー	1,115	1,115~	1,205~	1,294~	1,386~
080-99 その他の生産関連の職業	1,174	1,174~	1,268~	1,362~	1,460~

081-01 生産類似の職業	1,138	1,138~	1,230~	1,321~	1,415~

13 配送・輸送・機械運転の職業

		基準値に通達の別添 3 地域調整(100%)を乗じた額(円)			
職種	基準値(通達の別添2に定める職種別賃金額)	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
082-01 荷物配達員	1,207	1,207~	1,304~	1,401~	1,501~
082-02 ルート配送員	1,225	1,225~	1,323~	1,421~	1,523~
082-03 郵便集配員、電報配達員	1,113	1,113~	1,203~	1,292~	1,384~
082-04 新聞配達員	1,216	1,216~	1,314~	1,411~	1,512~
083-01 大型トラック運転手	1,450	1,450~	1,566~	1,682~	1,803~
083-02 中型・小型トラック運転手	1,316	1,316~	1,422~	1,527~	1,636~
083-03 トレーラートラック運転手	1,531	1,531~	1,654~	1,776~	1,904~
083-04 ダンプカー運転手	1,336	1,336~	1,443~	1,550~	1,661~
083-99 その他の貨物自動車運転の職業	1,282	1,282~	1,385~	1,488~	1,594~
084-01 路線バス・貸切バス運転手	1,197	1,197~	1,293~	1,389~	1,488~
084-02 送迎バス運転手	1,171	1,171~	1,265~	1,359~	1,456~
085-01 自家用乗用車運転手(役職員送迎)	1,364	1,364~	1,474~	1,583~	1,696~
085-02 自家用乗用車運転手(利用者送迎)	1,090	1,090~	1,178~	1,265~	1,355~
085-03 タクシー・ハイヤー運転手(介護タクシーを除く)	1,056	1,056~	1,141~	1,225~	1,313~
085-04 介護タクシー運転手	1,111	1,111~	1,200~	1,289~	1,381~
085-99 その他の乗用車運転の職業	1,134	1,134~	1,225~	1,316~	1,410~
086-99 その他の自動車運転の職業	1,284	1,284~	1,387~	1,490~	1,597~
087-01 鉄道運転士	996	996~	1,076~	1,156~	1,239~
087-02 船長・航海士・運航士(漁労船を除く)、 水先人	1,406	1,406~	1,519~	1,631~	1,748~
088-01 車掌	1,009	1,009~	1,090~	1,171~	1,255~
088-02 鉄道車両入換・編成作業員	1,007	1,007~	1,088~	1,169~	1,252~
088-03 甲板員、船舶機関員	1,334	1,334~	1,441~	1,548~	1,659~
088-04 フォークリフト運転作業員	1,191	1,191~	1,287~	1,382~	1,481~

088-99 他に分類されない輸送の職業	1,167	1,167~	1,261~	1,354~	1,451~
089-01 ビル設備管理員	1,245	1,245~	1,345~	1,445~	1,548~
089-02 発電員、変電員	1,250	1,250~	1,350~	1,450~	1,554~
089-03 ボイラーオペレーター	1,132	1,132~	1,223~	1,314~	1,408~
089-04 クレーン・巻上機運転工	1,330	1,330~	1,437~	1,543~	1,654~
089-05 建設機械運転工	1,350	1,350~	1,458~	1,566~	1,679~
089-99 その他の施設機械設備操作・建設機械運	1.150	1.150~	1,242~	1 224	1,430~
転の職業	1,130	1,150~	1,242~	1,334~	1,430~

15 運搬・清掃・包装・選別等の職業

		基準値に通達の別添3地域調整(100%)を乗じた額(円)			
職種	基準値(通達の別添2に定める職種別賃金額)	J G 1	J G 2	J G 3	J G 4
095-01 港湾荷役作業員	1,158	1,158~	1,251~	1,344~	1,440~
095-02 陸上荷役・運搬作業員	1,233	1,233~	1,332~	1,431~	1,533~
095-03 倉庫作業員	1,172	1,172~	1,266~	1,360~	1,457~
095-04 梱包作業員	1,110	1,110~	1,199~	1,288~	1,380~
096-01 ビル・建物清掃員	1,094	1,094~	1,182~	1,270~	1,360~
096-02 ハウスクリーニング作業員	1,178	1,178~	1,273~	1,367~	1,465~
096-03 旅館・ホテル客室清掃整備員	1,139	1,139~	1,231~	1,322~	1,416~
096-04 道路・公園清掃員	1,183	1,183~	1,278~	1,373~	1,471~
096-05 ごみ収集・し尿汲取作業員	1,171	1,171~	1,265~	1,359~	1,456~
096-06 産業廃棄物収集作業員	1,238	1,238~	1,338~	1,437~	1,539~
096-07 乗物洗浄・清掃員	1,176	1,176~	1,271~	1,365~	1,462~
096-99 その他の清掃・洗浄作業員	1,250	1,250~	1,350~	1,450~	1,554~
097-01 製品包装作業員	1,056	1,056~	1,141~	1,225~	1,313~
097-02 ラベル・シール・タグ付け作業員	1,048	1,048~	1,132~	1,216~	1,303~
098-01 選別作業員	1,157	1,157~	1,250~	1,343~	1,439~
098-02 ピッキング作業員	1,137	1,137~	1,228~	1,319~	1,414~
099-01 工場業務員	1,150	1,150~	1,242~	1,334~	1,430~
099-02 小売店品出し・陳列・補充作業員	1,118	1,118~	1,208~	1,297~	1,390~

099-03 洗い場作業員	1,095	1,095~	1,183~	1,271~	1,362~
099-04 用務員	1,042	1,042~	1,126~	1,209~	1,296~
099-99 他に分類されない運搬・清掃・包装・選 別等の職業	1,178	1,178~	1,273~	1,367~	1,465~

※上記以外の職種別賃金額(基準値)についても同様に決定する。

[地域指数]

通達の別添3職業安定業務統計による地域指数

北海道	94.4	岐阜	100.6
青森	84.9	静岡	100.7
岩手	87.4	愛知	104.8
宮城	96.7	三重	99.0
秋田	86.9	滋賀	99.1
山形	89.4	京都	101.6
福島	93.0	大阪	108.0
茨城	101.1	兵庫	102.1
栃木	99.5	奈良	102.5
群馬	98.8	和歌山	94.1
埼玉	107.0	鳥取	89.3
千葉	106.5	島根	87.7
東京	112.7	岡山	95.9
神奈川	109.8	広島	97.1
新潟	94.6	山口	91.9
富山	96.8	徳島	91.6
石川	97.0	香川	95.5
福井	97.4	愛媛	91.6
山梨	99.2	高知	89.4
長野	97.3	福岡	95.9

佐賀

長崎

熊本

大分

宮崎

沖縄

鹿児島

88.5

86.7

89.6

90.5

86.3

88.7

88.3

「退職事由別係数]

勤続年数		3年以上	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	33年以上
退職事由別係数	自己都合退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9
(月数)	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.1	14.5

(備考)

- ※1 退職金規程別表により「退職時の所定内賃金額×退職月(退職日の属する月の1日から月末まで)の普通時間(深夜帯含む)数+退職月の有給休暇支給 金額」を基準として算出する。
 - (注1) 退職日が月の末日でない場合等により、退職月の前月により計算した額が上記算出結果を上回る場合、退職月の前月に算出した額を退職時所定内 賃金(月額)とする。
 - (注2) 休業期間等の理由により、退職月ないし退職月の前月の所定内賃金を計算式に用いることが困難である場合は、休業取得等、休業期間等が生じた 時点の所定内賃金を基に退職時所定内賃金(月額)を算出する。
- ※2 退職金の受給に必要な最低勤続年数は 2020 年 4 月 1 日を起算日とした 3 年とし、退職時の勤続年数が 3 年未満の場合は支給しない。 勤続年数の算定においては、従業員としての勤続年数によることに加え、派遣社員、専門社員、TS無期転換スタッフおよびTS常用社員としての勤続 年数を通算するほか、上記にかかわらず、従業員の定年退職後に再雇用となった場合の勤続年数を通算し、それ以外の雇用区分の在籍期間は算入しない。
- ※3 1カ月未満の端数が生じた場合は切り上げる。